

一宮町町有バス利用規程を次のように定める。

令和3年10月12日

一宮町教育委員会教育長 藍野 和郎



## 一宮町教育委員会規程第1号

### (目的)

第1条 この規程は町内各種団体等の健全な育成及び住民福祉の向上を図るため、いちのみや号（以下「バス」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用)

第2条 バスは、一宮町及び次の各号に掲げる事業を行う機関並びに団体がその目的を果たすために利用するものとする。

- (1) 社会教育、学校教育及びその他教育に関する事業
- (2) 青少年団体等社会教育及び社会福祉団体の健全育成と福祉増進のための事業
- (3) 町がその事業を認定し、補助金を交付している団体
- (4) 災害対策等緊急を要する場合
- (5) その他教育長が特に認めた場合

### (運行の時間及び範囲)

第3条 出庫から入庫までの時間は、原則午前8時から午後5時までとし、1日の運行の範囲はおおむね往復240キロメートル以内の日帰りとする。ただし、特に教育長が必要と認めた場合はこの限りでない。

### (乗車人員)

第4条 乗員人数は、乗務員を除き原則として10人以上28人以下とする。ただし、特に教

育長が必要があると認めた場合はこの限りでない。

2 特別の事情がある場合、教育長は乗員人数を制限することができる。

(利用申込)

第5条 バスを利用しようとする団体等（以上「利用者」という。）は、その利用日の3箇月前から申込みをすることができる。

2 利用者は、申込書（別記第1号様式）を利用日の2週間前までに教育長に提出しなければならない。

3 利用申込みは1団体1月に2回までとする。ただし、特に教育長が必要であると認めた場合はこの限りでない。

(許可及び取消し)

第6条 教育長は前条第1項の申込みがあったときは、内容を審査の上、利用許可又は不許可を申請者へ通知する。

2 前項の規定により利用の許可をした後、やむを得ない理由が生じた場合は利用を取り消すことができる。

(利用の変更及び取消し)

第7条 前条第1項により許可があった後、利用の変更及び取消しが生じた場合には利用者は速やかに教育長に報告しなければならない。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、バスの利用にあたり車内における飲酒・喫煙の禁止、清潔保持、その他バスの品位の保持に努めなければならない。

(運行費用)

第9条 バスの運行に要する経費は、有料道路通行料金、有料駐車場使用料金、燃料費等を除き無料とする。

(損害賠償)

第10条 バス利用中に生じた交通災害については、加入保険による賠償以外はその責務を負わない。

2 利用者が故意にバスに損害を与えた場合、利用者は賠償するものとする。

(運休日)

第11条 バスの運休日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月28日から1月4日まで）
  - (2) 車両点検整備日
  - (3) 臨時運休日（特別の事情により教育長が運休を必要と認めた日）
- （その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、バスの利用に関し必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 一宮町中型バス利用規程（昭和62年7月1日公布規程第3号）は廃止する。

別記第1号様式

いちのみや号利用申込書

年 月 日

一宮町教育委員会教育長 様

いちのみや号を利用したいので申し込みします。

団 体 名			
代 表 者	住 所		
	氏 名	印	
	T E L		
利 用 日 時	年 月 日	自 時 分	至 時 分
利 用 目 的			
行 先			
引 率 責 任 者	印		
T E L			
人 員	大人	名、	小人 名、計 名

○コースの概要及び時間

出 発

( ) ( ) ( ) ( )  
 時 分 / 時 分着 分発 / 時 分着 分発 / 時 分着 分発

( ) ( ) ( ) ( )  
 時 分着 分発 / 時 分着 分発 / 時 分着 分発 / 時 分着

